

取組の方向 8

質の高い教育環境を整える

< 主要施策 19 都立高校改革の着実な推進 >

1 都立高校改革推進計画に基づく取組（都立学校教育部）

近年の我が国の高等学校教育や都政の動向に伴う新たな課題に的確に対応するため、平成 27 年度に都立高校改革推進計画を一部改定するとともに、平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 年間の具体的な計画として、新たな取組を数多く盛り込んだ新実施計画を策定した。平成 28 年度は新実施計画の初年度として、進捗状況や課題を関係各部や学校関係者と共有しながら、各取組を着実に推進する。

< 主要施策 20 特別支援教育の着実な推進 >

1 都立特別支援学校の規模と配置の適正化（都立学校教育部）

(1) 都立城東特別支援学校の開校及び都立武蔵台学園増築棟の供用開始

都立江東特別支援学校（知的障害教育部門（小学部・中学部・高等部））の在籍者数増加に対応するため、都立江東特別支援学校の小学部及び中学部を分離・独立し、平成 28 年 4 月に知的障害教育部門（小学部・中学部）を設置する都立城東特別支援学校を開校する。

また、都立武蔵台学園（知的障害教育部門（小学部・中学部・高等部））の在籍者数増に対応するため、平成 28 年 9 月に都立武蔵台学園校舎増築棟の供用を開始する。

(2) 職能開発科の設置及び就業技術科の定員増

知的障害が軽度から中度の生徒を対象に就労実現に向けた基礎的な職業教育を行うため、2 校目となる職能開発科を、平成 28 年 4 月に都立港特別支援学校へ設置する。

また、知的障害が軽度の生徒を対象に将来の自立に向けた専門的な職業的教育を行う高等部就業技術科をより一層充実するため、都立青峰学園高等部就業技術科の定員を平成 28 年 4 月から拡大する。

2 将来の職業的自立に向けた専門的教育の推進（指導部）

(1) 学校設定教科・科目の開発

自己の障害に関する理解や社会性を向上させるための指導、現場実習を含むキャリア教育を実施することを目的とした学校設定教科等について、実践的な研究開発を行う。

(2) ユニバーサルデザインの考え方に基づく授業の実施と行動支援

ユニバーサルデザインの考え方に基づいた分かりやすい授業展開、適切な行動を促す行動支援、生活指導に関する「授業と行動支援の手引」を作成する。

取組の方向 8 質の高い教育環境を整える

(3) 障害の状態に応じた進学・就労支援の充実

大学との連携による進学支援や企業との連携による就労支援に関する実践研究を行い、発達障害の生徒の進学支援、就労支援の在り方をまとめた進路指導の手引を作成する。

(4) 学校・学級不適應の生徒への対応

発達障害に起因する学校・学級不適應（不登校、中途退学を含む。）の改善に向けた組織的対応の在り方をまとめた手引や発達障害の理解を促進させるための指導、学校・学級不適應への対応に関する指導の在り方をまとめたDVDを作成する。

3 通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒への支援策（都立学校教育部・指導部）

(1) 公立小学校における特別支援教室の設置促進

平成 28 年度から順次導入し、在籍校における発達障害の状態に応じた個別指導や小集団指導を実施する体制の整備を進め、平成 30 年度の導入完了を目指す。

区市町村支援として、教室環境整備費等の補助事業を実施するとともに、平成 28 年度から導入校に特別支援教室専門員の配置と、臨床発達心理士等の巡回を行う。

(2) 公立中学校における特別支援教室の設置促進

教科の学習や複雑化する人間関係、将来の進路への不安など、中学校特有の課題があるため、平成 28 年度、平成 29 年度の 2 か年でモデル事業を実施し、中学校における巡回指導体制や生徒一人一人の障害特性に応じた進路指導を含めた相談機能の在り方等について検討を行う。

モデル事業での成果と課題を踏まえ、準備の整った区市町村から特別支援教室を導入し、平成 33 年度までに全ての中学校での設置を目指す。

(3) 都立高等学校における教育課程外での特別な指導・支援の仕組みの構築

中学校において通級指導学級での指導・支援を受けていた生徒等が、高校でも引き続き特別な指導・支援を必要とする場合、放課後や土曜日などに教育課程外で学校外において、ソーシャルスキルトレーニング等の特別な指導・支援を受けられる仕組みの構築に向けて、平成 28 年度の試行実施を踏まえ、平成 29 年度からの本格実施を目指す。

(4) 小・中学校における指導内容と組織的な対応の充実

ア 学習の「つまずき」を把握するアセスメント方法の確立

読み書きや行動・社会性に関するアセスメント方法を開発するとともに、実施・分析方法や保護者との連携の在り方を示したDVDを作成する。

イ 発達障害の児童・生徒の指導の充実

(7) 小学校の通常の学級における個別指導の充実

個別指導の内容・方法に関する指導資料の作成、発達障害の児童・生徒用の「東京ベーシック・ドリル」の開発、ICT 機器の活用事例集を作成し、周知を図る。

(イ) 学級全体での指導の充実

ユニバーサルデザインの考え方に基づく指導と学級づくりのガイドライン、ソーシャルスキルトレーニングの事例集を作成し、周知を図る。

< 主要施策 2 1 学校運営力の向上 >

1 学校運営力の向上（人事部）

平成24年3月8日に校務改善の基本的な実施方針である「小中学校の校務改善推進プラン」を策定した。本推進プランは、役割分担の明確化（経営支援部の設置により、教職員間の役割分担の明確化を図る等）や業務改善及び教職員の資質能力の向上等の具体的方策を提案している。

平成27年度は、542校が経営支援部を設置し、組織的な業務遂行や役割分担の明確化など、様々な校務改善の取組を実践してきた。こうした取組を都内の全公立小・中学校に普及・拡大させるため、都教育委員会は区市町村教育委員会と連携し、公立小・中学校の校務改善の取組を積極的に支援していく。

(1) 都教育委員会の取組

ア 校務改善月間

11月を校務改善月間とし、各校の実態に応じた校務改善の取組を推進

イ 校務改善表彰

校務改善に関して功績を上げた団体や貢献度の高い個人に対して表彰を実施

ウ 校務改善ニュースの発行等

(2) 都教育委員会及び区市町村教育委員会が一体となった取組例

ア 管理職経験者を、校務支援を担う非常勤教員として活用

イ 非常勤職員情報提供システムの運用

ウ 教育管理職候補者育成のためのマネジメント研修の実施（学校リーダー育成プログラム）

(3) 学校及び区市町村教育委員会の主体的な取組例

ア 経営支援部設置校の更なる拡大や経営支援機能の強化

イ 各校務分掌における教職員間の役割分担の明確化

ウ 校務支援のソフトウェア導入や校内のパソコン配備及びインターネット環境整備

2 チームとしての学校の在り方の検討（総務部）

学校の教育力・組織力を向上させるため、事務職員や教員の学校運営への関わり方、専門性をもった外部人材の活用、地域との連携、校長・副校長を中心とし、多様な人材を含めたこれからの学校組織運営の在り方などについて外部有識者による検討委員会を設置し、検討を行う。

< 主要施策 2 2 学校の教育環境整備 >

1 学校施設の耐震化（都立学校教育部・地域教育支援部）

都教育委員会は、平成26年に修正された「東京都地域防災計画」、平成23年11月策定の「東京都防災対応指針」及び平成24年3月策定の「東京都第4次地震防災緊急事業五箇年計画」並びに平成28年3月改正の「東京都耐震改修促進計画」に基づき、学校における震災対策を推進する。

取組の方向 8 質の高い教育環境を整える

(1) 都立学校における震災対策の推進

都教育委員会では、阪神・淡路大震災を契機とし、災害時における児童・生徒等の安全を確保するとともに、被災した都民の避難場所としての機能を充実するため、東京都耐震改修計画等に基づき、都立学校校舎等の耐震補強や改築を計画的に推進し、平成22年度末までに全ての都立学校の耐震化を完了した。

一方、平成23年3月に発生した東日本大震災においては、全国の多くの学校施設で天井材、照明器具、外壁（外装材）など非構造部材の落下による被害が発生した。都立学校でも一部かつ軽微ではあるが、天井材が落下するなどの被害が発生したことから、今後、特に天井高が高く致命的な事故につながるおそれがある屋内運動場を優先して、天井材等の落下防止対策を計画的に実施している。

ア 屋内運動場の非構造部材の耐震化

平成24年度に実施した専門家による総点検の結果を踏まえて平成25年度から4か年（平成28年度まで）の耐震化改修工事を計画的に行っている。

イ 校舎棟等の非構造部材の耐震化

平成25年度に実施した専門家による総点検の結果を踏まえ、平成26年度から耐震化改修工事を計画的に行っている。

(2) 公立小・中学校等における震災対策の推進

学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、災害発生時には地域住民等の避難場所としての役割を果たすことから、その安全性の確保は極めて重要である。

都教育委員会は、学校施設の緊急性・重要性を鑑み、全ての小・中学校等の耐震化を早急に進めるため、都独自の支援事業を平成20年度から実施してきており、平成27年度末には、公立小・中学校施設の耐震対策がほぼ完了している。

また、東日本大震災を契機に、その重要性が再認識された非構造部材の耐震化についても、その緊急性・重要性に鑑み、平成25年度から支援事業を実施している。

・非構造部材耐震化財政支援

国庫補助金と起債可能額を除く設置者負担額の補助

【参考：構造体耐震化率】

(平成27年4月1日現在) (単位：棟)

校種	全棟数	S57以降	S56以前	S56以前の 全棟数に 占める割合	耐震診断 実施棟数	耐震診断 実施率	S56以前建 築の棟で耐 震性がある 及び既に補 強済の棟数	耐震化率
幼稚園	194	69	125	64.4%	122	97.6%	122	98.5%
小・中学校	7,019	1,969	5,050	71.9%	5,050	100.0%	5,026	99.7%
合計	7,213	2,038	5,175	71.7%	5,172	99.9%	5,148	99.6%

【出典：文部科学省 耐震改修状況調査】

2 学校施設の冷房化（都立学校教育部・地域教育支援部）

(1) 公立学校施設冷房化支援特別事業

児童・生徒の良好な教育環境を確保するため、都教育委員会は、公立小・中学校の普通教室に冷房を導入する市町村に対し、国の補助に上乗せした都の補助を平成22年度から実施してきた。

平成26年度から、防音性が求められる等早急に教育環境の整備が必要な特別教室（図書室、音楽室、視聴覚室及びパソコン教室）の冷房化の整備経費の一部を補助したほか、平成27年度からは、普通教室で代替の利かない特別教室（理科室、家庭科室、調理室、被服室、図工室、美術室及び技術室又はそれに準じた教室）についても新たに支援対象とし、都内公立小・中学校の冷房化を推進している。

(2) 都立学校における冷房化の推進

都立高校における各特別教室について、施設や電気設備の状況等に関する調査結果を踏まえ、計画的に冷房化を実施していく。また、都立特別支援学校の体育館の冷房化を推進する。

3 校庭の芝生化（都立学校教育部・地域教育支援部）

(1) 児童生徒の健やかな成長にとって望ましい教育環境の整備を目的として、都内公立小・中学校等の校（園）庭芝生化、校舎の屋上・壁面緑化を推進する。

ア 区市町村へ補助事業

- (ア) 校（園）庭芝生化整備工事費、調査設計費等の補助
- (イ) 芝生の専門的維持管理経費の補助（補助期間5年間）
- (ウ) 屋上緑化、壁面緑化の整備補助（小・中学校のみ）

イ 校庭芝生化に係る人材の派遣、育成

- (ア) 「校庭グリーンキーパー」（芝生の専門家）の学校への派遣（技術的な指導・助言）
- (イ) 芝生リーダー養成講習会の開催

ウ 校庭芝生化に向けた普及・広報等

- (ア) 芝生化未実施校への天然芝の出前
- (イ) 校庭芝生化に係る情報発信（「校庭芝生化ニュースレター」）
- (ウ) 企業やNPOから構成される「東京芝生応援団」による芝生化校への支援
- (エ) 校庭芝生化地域連携事業

< 都内区市町村立小・中学校（※）における校庭芝生化の実績（見込み） >

都内区市町村立学校数	1,908校	平成27年5月1日現在
校庭を芝生化した学校	475校	平成27年度末現在

※ 区立中等教育学校及び区立特別支援学校を含む。

(2) 都立学校の環境改善（芝生化）

- ・ 平成27年度末までの実績 108校 約26.1ha
- ・ 平成28年度の予定 新規9校

取組の方向 8 質の高い教育環境を整える

4 ICT環境整備の推進（総務部・都立学校教育部・地域教育支援部）

(1) 公立小・中学校 ICT教育環境整備支援事業

ア 出前 ICT環境整備事業・ICTアドバイザー事業

区市町村教育委員会による ICT環境整備に係る計画等作成を促進するため、区市町村教育委員会が指定するモデル校に、可動式パソコン、電子黒板、アクセスポイント等を貸し出す。また、モデル校における ICT環境を活用する授業をサポートするため、ICTの専門家を派遣する。

イ 公立学校施設校内 LAN整備工事支援事業

児童・生徒の良好な教育環境を整備するため、都教育委員会は、公立小・中学校施設における校内 LANの整備を実施する区市町村に対し、その整備費の一部を補助することにより、区市町村立小・中学校の ICT環境の整備を支援する。

(2) 都立学校における ICT環境の整備

ア 都立高校、都立高校附属中学校及び中等教育学校における ICT環境の充実

都立高校、都立高校附属中学校及び中等教育学校における ICT環境の更なる充実を図るため、これまで配備したパソコンやプロジェクター等の ICT機器に加え、生徒用のタブレット端末を配備し、調べ学習やグループ討議、プレゼンテーション等の学習活動をより効果的に行える環境を整備する。

また、ICTパイロット校を2校指定し、ICTパイロット校の効果を検証し、他の都立高校での ICTの活用について検討する。

イ 都立特別支援学校における ICT環境の充実

都立特別支援学校における ICT環境の更なる充実を図るため、これまで配備した ICT機器や障害者用支援機器に加え、児童・生徒用のタブレット端末を配備し、個に応じた学習が実現可能な環境を整備する。

5 公立小・中学校の安全対策のための防犯カメラの整備（地域教育支援部）

(1) 公立小・中学校等防犯設備整備事業

学校内への不審者侵入の抑止・初期対応などの学校内の安全確保の取組を推進するため、都教育委員会は、公立幼稚園及び小・中学校等への防犯カメラの設置・更新を行う区市町村に対し、都独自の支援事業を実施していく。

<都内区市町村立幼稚園、小・中学校における整備状況（平成27年度中）>

区分	新規設置	更新設置
幼稚園	0 園	11 園
小学校	5 校	61 校
中学校	33 校	43 校

<その他の事務事業>

1 学校問題解決サポート事業（指導部）

学校と保護者や地域住民との間で生じた学校だけでは解決困難な問題について相談を受け、子供のことを第一に考え、公平・中立の立場で、より良い解決策を提案する。

(1) 相談者への対応

ア 電話相談

経験豊富な校長OB及び指導主事等が電話を受け、助言する。

イ 専門家等からの助言

相談を受けた案件は協議し、必要に応じて専門家等の助言を受け、回答する。

ウ 第三者的機関としての解決策の提示

解決困難な案件については、当事者間で互いに解決に向けて取り組むことを合意した上で、専門家等が双方の意見を聞き、公平・中立的な立場として解決策を提示する。

(2) 学校・区市町村教育委員会への支援

学校問題の未然防止や学校の初期対応能力向上に向けた取組

ア 管理職等を対象にした専門家等による講演会・個別相談会の実施

イ 学校経営支援センター・区市町村教育委員会主催の講演会や校内研修会等への講師派遣

ウ 指導主事等を対象にした学校問題解決サポートセンター連絡会の開催

(3) 問題解決に向けた第三者的相談機能の充実

学校だけでは解決困難ないじめ等の問題で緊急性があり、かつ、専門家等からの助言が必要と判断される問題について、必要に応じて少人数の専門家による「いじめ等の問題解決支援チーム」を結成し、学校や教育委員会等からの相談に応じる等、早期に問題解決を図る。特に緊急性のある問題等については、同支援チームが学校を訪問するなどして直接助言を行う。